

★ 消費者ホットライン

～平成22年1月12日から実施～

0570-064-370

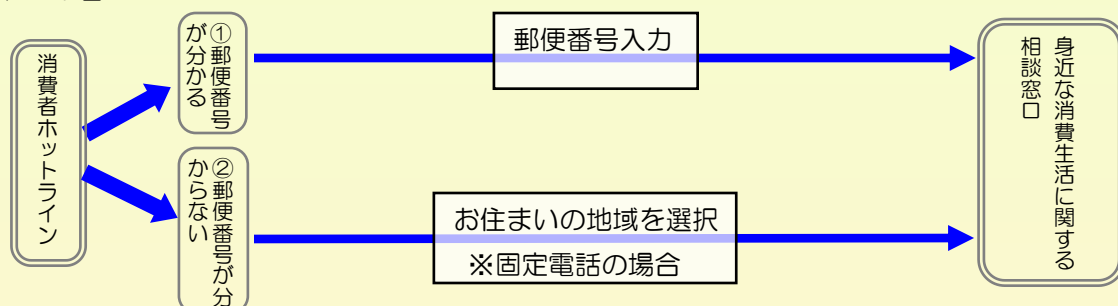
ゼロ・ゴ-・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

★ 消費者ホットラインとは？

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の
一歩をお手伝いします。

※イメージ図

※PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話はご利用できません。



※ガイダンスが流れている間は、通話料金はかかりません。相談窓口へつながった時点から通話料金をご負担いただきます。

★ 相談窓口で受け付けられない相談もあります

(受け付けられない相談の例)

- ・ 行政の対応に対する不満や要望（行政相談）
- ・ 職場での不当な解雇（労働問題）
- ・ 工場の汚水排出による環境事故（公害） など



※生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。

※身近な相談窓口が相談受付時間外の場合や一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

消費者ホットラインに関するお問い合わせ先
消費者庁消費者情報課地方協力室
03-3507-9174

消費者ホットライン

検索 